

中学生 海外研修参加者募集!



町では、国際化社会のもと、中学生に国際的な視野や知識を身につける機会を設け、未来の寄居町を担う人材を育成することを目的に「中学生海外研修」を実施します。

詳細については「募集要項」をご覧ください。なお、「募集要項」は、町内の各中学校と生涯学習課に用意してあります。

意欲ある生徒の応募をお待ちしています。派遣日程/8月12日(木)~19日(木)

※派遣前に事前研修、結団式、派遣後に報告書の作成、帰国報告会を行います

派遣先/オーストラリア

主な研修内容/①ホームステイ②学校訪問(親善交流・日本文化等の紹介)③テーマ別グループ研修④事前研修~帰国後の報告書作成、帰国報告会

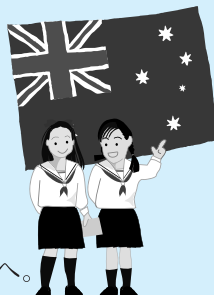
応募資格・派遣者数/町内在住の中学生(2・3学年)・18人

費用/研修費用(交通費・滞在費)50,000円。なお、燃油サーチャージ、渡航手続きに要する個人的費用、任意保険料等は別途参加者負担とし、研修費用50,000円とあわせて80,000円程度の参加者負担が見込まれます。

応募方法/所定の「参加申込書」および「派遣者承諾書」に必要事項を記入し、4月20日(火)午後5時までに町立中学校の生徒は町立中学校へ、町外中学校の生徒は生涯学習課へ提出してください。

選考と決定/作文および面接試験を実施します。試験開催日時および場所、派遣者の選考方法等については、「募集要項」でご確認ください。なお、内容等については、変更となる場合があります。

問い合わせ/生涯学習課 (☎581・2121内線532)へ。



子ども手当の申請をお願いします!

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で支援する観点から支給されるものです。

対象/中学校修了前の子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる子ども)

受給資格者/寄居町に住所を有し、子どもを監護し生計を同じくする父母またはその保護者。なお、児童手当と異なり、所得による制限はありません。

支給額/1人につき13,000円(月額)

支給時期/6月・10月・2月(年3回)

申請/手当を受けるには申請が必要です。次の方は、必ず申請してください。

- 平成22年度において中学2・3年生がいる世帯の父母等
 - 対象となる子どもがいて、平成22年4月1日以降、他の市町村から寄居町に転入された方
 - 平成22年3月末現在、所得制限により児童手当を受給していない世帯の父母等
 - 平成21年度以前の現況届が未提出になっている方や、受給資格の確認ができず、支払が保留となっている方
- ※公務員の方は、勤務先に申請してください。

申請免除/次の方は申請が免除されます(申請しなくても子ども手当が支給されます)。

- 平成22年3月末現在、児童手当を受給していて、中学2・3年生の子どもがいない世帯
- 他の市町村から転入された方で、平成22年3月末までに児童手当の申請をされた方(ただし、世帯に中学2・3年生がいる場合を除く)

申請方法/申請が必要な方には4月中旬に申請書等をお送りしますので、郵送、または直接子育て支援課へ申請してください。

申請期限/平成22年4月1日時点で子ども手当の支給要件に該当する方(申請が不要な方は除く)の場合、平成22年9月30日(木)までに申請されると、4月分の手当より該当となります。

※9月30日を過ぎて申請した場合、申請日の翌月分からの支給となります。

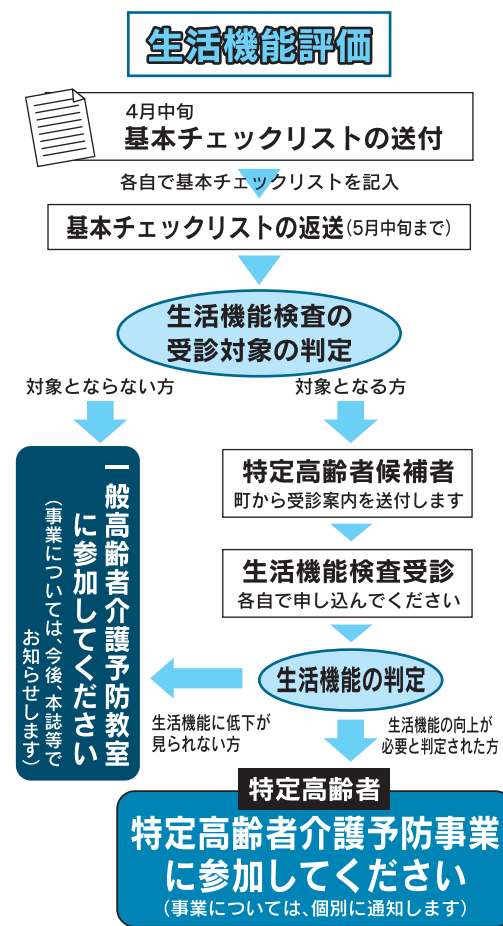
その他/平成22年2・3月分の児童手当と、4・5月分の子ども手当は6月に支給予定です(児童手当の受給資格者は、平成22年4月分以降は児童手当の支給要件に該当しないものとみなされます)。また、児童手当の受給は平成22年3月末時点(ただし、中学2・3年生は平成22年4月時点)です。

たとえば・・・

児童手当を受給していて、中学2・3年生がいない場合	申請不要
児童手当を受給していて、中学2・3年生がいる場合	増額改定の申請が必要
児童手当を受給していないが、中学2・3年生がいる場合	新規の申請が必要
児童手当を受給していない場合	新規の申請が必要

問い合わせ/子育て支援課(☎581・2121内線251、253)へ。

問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、または健康福祉課(☎581・2121内線124)へ。



生活機能評価とは、今後、要介護状態等になる可能性のある高齢者が介護予防事業へ参加することにより、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するために実施するものです。

4月中旬に、大里広域市町村圏組合から、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方へ「基本チェックリスト」を送付します。「基本チェックリスト」は、皆さんの日常生活の様子を記入し、返信用封筒で期限までに必ず返送してください。返送された「基本チェックリスト」の内容から、生活機能の低下が見受けられた方(特定高齢者候補者)は、9月下旬から予定している生活機能検査を受診してください。検査の結果により介護予防が必要な方(特定高齢者)は、運動器機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善などの介護予防事業へ参加をお願いします。



年金 あれこれ

国民年金保険料が変わりました

平成22年4月から、国民年金保険料は月額15,100円になりました。皆さんのご理解をお願いします。

ご利用ください! 国民年金保険料が後払うときも「学生納付特例制度」

学生の皆さんも20歳になったら、必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることになっていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。対象になる期間は、平成22年4月から平成23年3月まで、または20歳到達時から平成23年3月まで。申請は町民課で受け付けます。

なお、前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き同一の学校に在学すると思われる方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。申請書に必要事項を記入して、日本年金機構あてに返送するだけで申請が済みます。

ただし、在学する学校が変わった方については、はがき形式の申請書では申請することができませんので、町民課で申請する必要があります。

対象になる学生 大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校(注1)等に

在学する20歳以上の学生(注2)で、本人の平成21年中の所得が118万円以下の方(学生に扶養親族がいる場合、限度額は引き上げられます) 注1 各種学校の対象は、「学校教育法」に規定される各種学校(修業年限は1年以上である課程)です。また、文部科学大臣が指定した課程の海外の大学(日本分校)の学生も含まれます。 注2 夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

申請して承認されると: ①学生証または在学証明書(コピー可) ②年金手帳 ③認め印

申請の結果は、日本年金機構埼玉事務センターから本人あてに郵送でお知らせします。承認された場合、「学生納付特例制度」の対象となった期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残った場合は、障害基礎年金が支給されます。死亡の場合は、遺族(「子の妻」と「子」)に、遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例制度が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、申し出ること追納することができます。

問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または町民課(☎581・2121内線108、109)へ。 ※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただき、また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がながりにくい場合がありますのでご了承ください。